

レホンサービス登録取消し通知書（第四号様式）により、利用者
に通知するものとする。

（事業の委託）

第七條 市長は、必要があると認めるときは、法令に違反しない範
囲において、当該事業を社会福祉法人三浦市社会福祉協議会に委
託することができる。

（委任）

第八條 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定
める。

附 則

この告示は、平成元年四月一日から施行する。

三 浦 市 告 示 第 八 号

三 浦 市 中 高 年 齡 者 保 健 教 室 開 催 事 業 実 施 要 綱 を 次 の よ う に 定 め る 。

平 成 元 年 三 月 三 十 日

三 浦 市 長 久 野 隆 作

三 浦 市 中 高 年 齡 者 保 健 教 室 開 催 事 業 実 施 要 綱

(目 的)

第 一 条 この 要 綱 は、住 民 の 健 康 的 な 生 活 を 維 持 す る た め、中 高 年 齡 者 の 健 康 教 育 及 び 健 康 相 談 を 行 う た め の 教 室 (以 下 「 保 健 教 室 」 と い う 。) を 開 催 し、も っ て 壮 年 期 か ら の 健 康 の 保 持 ・ 増 進 を 図 る こ と を 目 的 と す る 。

(保 健 教 室 の 開 催 日 等)

第 二 条 保 健 教 室 は、次 の 各 号 に 掲 げ る 日 を 除 く ほ か 毎 日 午 前 十 時 か ら 午 後 二 時 ま で 開 催 す る も の と す る 。 た だ し、市 長 が 特 に 必 要 と 認 め る と き は、こ の 限 り で は な い 。

一 毎 週 月 曜 日

二 国 民 の 祝 日 に 関 す る 法 律 (昭 和 二 十 三 年 法 律 第 百 七 十 八 号) に 規 定 す る 祝 日 (当 該 祝 日 が 月 曜 日 に 当 た る と き は、そ の 翌 日)

三 一 月 二 日、同 月 三 日 及 び 十 二 月 二 十 九 日 か ら 同 月 三 十 一 日 ま で

2 保 健 教 室 は、市 長 が あ ら か じ め 定 め た 場 所 で 開 催 す る も の と す る 。

(保 健 教 室 の 内 容)

第 三 条 保 健 教 室 の 内 容 は、次 の と お り と す る 。

一 血 圧 測 定

二 健 康 に 関 す る 相 談 及 び 指 導

三 栄 養 指 導 そ の 他 の 食 生 活 に 関 す る 指 導

四 健 康 保 持 に 関 す る 啓 発

五 そ の 他 目 的 達 成 に 必 要 な こ と 。

2 前 項 各 号 に 掲 げ る 指 導 等 は、保 健 婦、看 護 婦、及 び 栄 養 士 (以 下 「 保 健 婦 等 」 と い う 。) が 行 う も の と す る 。

(保 健 教 室 の 参 加 資 格)

第 四 条 保 健 教 室 に 参 加 で き る 者 は、市 内 に 居 住 す る お お む ね 四 十 歳 以 上 の も の と す る 。

(老 人 ク ラ ブ に 対 す る 送 迎)

第 五 条 市 内 各 地 域 の 老 人 ク ラ ブ が 保 健 教 室 に 参 加 す る 場 合 に お い

ができる。この場合において、送迎は、午前八時三十分から午前
十時まで及び午後二時三十分から午後四時までとする。

（備付書類）

第六条 保健婦等は、相談内容、指導内容その他教室の内容を記録
し備え付けるものとする。

（事業の委託）

第七条 市長は、必要があると認めるときは、法令に違反しない範
囲において、当該事業を社会福祉法人三浦市社会福祉協議会に委
託することができる。

（委任）

第八条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定
める。

附 則

この告示は、平成元年四月一日から施行する。

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

保健巡回相談サービス実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人三浦市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が病弱な高齢者または重度障害児者等で行政、並びに医療機関等の訪問看護指導を受けていない者（以下「対象者」という。）に対し保健婦又は看護婦（以下「保健婦等」という。）を巡回派遣し、必要な療養上の相談 に応じると共に看護にあたる家族の負担軽減に努めるために保健巡回相談サービス（以下「相談サービス」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者の把握・登録)

第2条 保健婦等が相談サービスを行なう対象者については民生委員、保健医療機関、並びに福祉機関等との連絡を密にし、適格な対象者の把握に努めなければならない。

2. 把握した対象者は、相談カード（第1号様式）に登録するものとする。

(職員の配置・業務)

第3条 この相談サービスは、社協の保健婦等が業務を行う。

2. 登録された対象者への相談サービスは、おおむね月1回を基準として行なう。
3. 保健婦等は、訪問の都度、相談内容等を記録整理しなければならない。

(相談内容)

第4条 相談サービスの内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 対象者の療養上の看護指導及び相談
- (2) 対象家族への支援
- (3) 療養上必要な社会資源の活用方法の指導
- (4) 療養上生じた家族間の問題についての調整
- (5) その他療養上必要な事項

(相談サービス料)

第5条 相談サービス料は無料とする。

(関係機関との調整)

第6条 保健婦等は行政並びに医療機関等の訪問事業に携わる者と情報や意見等を交換し、また関係機関との連携を密にして、対象者の適格な療養条件の処遇改善に努めなければならない。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。